2023-24 Weekly Report

Rotary

District 2770 ROTARY INTERNATIONAL

THE ROTARY CLUB OF KOSHIGAYA-NORTH

第 2770 地区　第 8 グループ　越谷北ロータリークラブ

世界に希望を生み出そう

2023-24 年度国際ロータリーテーマ　「世界に希望を生み出そう」　RI 会長 ゴードン R. マッキナリー

2023-24 年度越谷北 RC 会長提言　「奉仕の心でつなぐ希望の輪」　越谷北 RC 会長　大濱　裕広

- 例会日　毎週水曜日　12：30～13：30
- 例会場　越谷市千間台東インペリアルビル 4 階
  ＴＥＬ　048（975）9898
  ＦＡＸ　048（977）3741
- 創　立　1976 年 5 月 11 日

- 会　　長　大濱　裕広
- 副 会 長　小宮山　大介
- 幹　　事　市川　洋和
- 会報委員長　近藤　慎悟

第 2296 回　例会記録　No. 10

令和 5 年 9 月 20 日

司会：今井　英治　　編集：近藤　慎悟

会次第

1. 点鐘
2. ロータリーソング　「それでこそロータリー」
3. ロータリーの目的
4. お客様紹介

越谷市　子ども家庭部　子ども福祉課

課長　金子　豊　様

主幹　中村　淑美　様

米山記念奨学生　倪　楓苹　様

5. 会長挨拶
6. 幹事報告
7. 雑誌記事紹介
8. お客様挨拶
9. 委員会報告
10. 外部卓話
11. 出席報告

【次回例会案内】

令和 5 年 10 月 4 日（水）

結婚記念・誕生日祝い

四つのテスト

会員卓話 ： 松井　昭夫 会員

会長挨拶

大濱　裕広　会長

皆様こんにちは。

毎日暑い日が続いていますが、お変わりありませんでしょうか。本日も例会にご出席頂きましてありがとうございます。新しいコロナの感染状況はますます増え続けているそうですが、症状は軽く、感染しても気づかずに外に出たりしているので、やはり自分の身は自分で守るということで、マスクは必要だと思います。私はマスクを持っていますが、5 類になってからは、使ったことはありませんので今後は注意していきたいと思います。

さて、来週の例会は染谷ガバナー補佐、石川ガバナー補佐幹事をお迎えして第 3 回クラブ協議会を行います。委員長の皆様には年度計画書を元に報告を頂きますので、ご準備の程、よろしくお願いいたします。また、クラブ協議会終了後は大袋のアイビーボールにて親睦ボーリング懇親会を予定しております。染谷ガバナー補佐、石川ガバナー補佐幹事も参加していただきます。是非、皆様と懇親を深めたいと思いますので、ご参加よろ

しくお願いいたします。

また、先日親睦委員会さんよりご案内があります通り、10 月 11 日のガバナー公式訪問終了後に梨本松男ガバナーを囲んでの懇親会を浜丁にて開催いたします。是非、皆様にはご参加いただきまして、梨本ガバナーとの懇親を深められればと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、会長卓話をいたします。

本日は、「職業奉仕について」お話をさせていただきたいと思います。

ロータリー用語であります職業奉仕という言葉は、私が入会してから何度となく研修を始めとして学んできたつもりですが、いざ、それはどういうことなのかと尋ねられると上手く説明ができないこともあり、本日の卓話を考えるにあたって調べてまいりました。

職業奉仕という言葉の意味を調べるにあたり、ロータリー文庫や職業奉仕について話されている文献を参考に自分なりにまとめてみようと思いましたが、かなり解釈が難解で簡単には理解できないこともわかりました。ですが、職業奉仕はロータリーの金看板とかロータリーの根幹だとか言われておりますので、やはりここを理解することがロータリーをもっと楽しめることだと思いましたので、私見も入りますがお話致したいと思います。

まずは職業奉仕を理解するには「ロータリー運動は倫理運動である」ことを理解しなくてはなりません。ロータリーが倫理運動であるがために、古来よりいろいろな原理原則が生まれてきたようです。その中でも、これがロータリーといわれているのが職業奉仕です。まず「ロータリー運動は倫理運動である」の「倫理」という言葉ですが、倫理とは「人が正しく歩む道」です。人を泣かせるような行為はしてはいけない、人を欺いてもいけない非人道的、非社会的行為をしてはいけない、世の為人のために尽くしなさい、というのが倫理の教えです。そこが基本であります。

「職業奉仕」という言葉の意味ですが、「職業」とはお金を儲けるための手段です。私たちが生きていくための所得を得る手段であり、これは「自分の為のものです」一方、「奉仕」とは世の為人の為のものであって、すなわち自分以外の人のためのものです。このように全く正反対の二つの言葉が一つになって職業奉仕と言っているため分かりづらいのですが、この言葉は完全なるロータリー用語であり辞書には載ってありません。そして、ロータリーの職業奉仕とは「職業を営むこと(お金を儲けること)が世の為人のための奉仕となる」と言っております。

すなわち、世の為人のために奉仕をする心を持って職業を営むべしと考えます。この言葉は何を意味しているのかというと、それは自分の金儲けに対して、人を泣かせるような、人を騙して金儲けをしてもいけない、非道徳的、非社会的行為して金儲けをしてはいけない、世の為人のためになるような金儲けをしなければいけないと言っております。それは自分の職業に対して、強く「倫理性」を要求しているのです。職業奉仕とは、職業倫理の運動です。これが最初に述べた「ロータリー運動は倫理運動である」という言葉の意味です。ロータリー運動は職業倫理を追求する運動である」ということです。

この考えはロータリーにとって職業倫理は基本的な考え方であり、ロータリーの哲学でもあります。ロータリーは奉仕の基礎を職業倫理に置き、職業の心(自分のためのもの)も奉仕の心(自分以外の人のためのもの)も一つの心だと考えます。そのため一つの心を持って職業を営み、かつ奉仕をすると説いています。ですので、ロータリーにおいて倫理に反する儲けは存在しません。そしてロータリーの標語は「I　serve」です。奉仕は個人の職業倫理において、奉仕の心を職業社会に実践するものです。クラブはその集合体であり、ロータリークラブとしての職業奉仕の実践機能はなく、団体奉仕という概念はありません。ロータリーに入会されるとき、クラブ会員に対してその人が入会してもよいかどうかを問う投票が行われます。もし、不適格であると会員の誰かが判断したならば、その人は入会を許されません。ロータリー入会に際してもその人の倫理性を問うものであり、他団体にはこういう機能はありません。これが他団体とロータリーの大きな相違点です。

ロータリーの職業奉仕は一言でいうと、世の為人のた

めに奉仕する心を持って職業を営むべしとなります。

また、ロータリーの例会は食事をするために出席するのではありません。卓話を聞くために出席し、卓話を聞いて、職業倫理を学ぶのです。我々は職業人の集まりです。例会に出席することにより、職業人同士の体験談、知識、知恵などを耳にし、職業倫理をお互いに学びあうのです。

ロータリーは毎週 1 回の例会に出席し、お互いの心を磨きあうのです。まず、ロータリアン自信の心を磨かなければ、ロータリアン自身の倫理を高めなければ、世の中に倫理を提唱することはできません。したがって、ロータリーは毎週例会があるのです。これが社会奉仕だけを目的とする団体や単なる寄付団体や慈善団体ならば、毎週例会を開く必要はないでしょう。

ロータリーは単なる寄付団体や慈善団体ではありません。ロータリアンの心の開発を第一義とする団体です。人作りなのです。

ロータリーの職業奉仕の実践は、まず倫理を追求する例会出席に始まるのです。すなわち、職業奉仕の実践は、例会に出席することから始まるのです。

ロータリー文庫や、職業奉仕について説いていました文献より抜粋し卓話といたしました。本日の卓話を終了いたします。ありがとうございました。

幹事報告

市川　洋和　幹事

（地区より）

・ロータリーリーダーシップ(RLI)研究会のお知らせが届いております。本年度の受講定員数は 60 名までとなっております。当クラブからは 2 名までの受講とさせて頂きますので、受講希望の方は今週中に幹事市川までご連絡下さい。希望者がいない場合は会長幹事からお声かけしていきます。

・第 8 回日台ロータリー親善会議台北大会のご案内が来ておりますので掲示板に掲示しておきます。

（クラブより）

・先週ご報告致しました、入会候補者の加地昭俊様の件ですが、7 日間異議申立てがございませんでしたので、入会の手続きを進めてまいります。

・次回の例会は第3回クラブ協議会を行います。会員の皆様は年度計画書をご持参し、ご出席頂きますよう、宜しくお願い致します。

雑誌記事紹介

小林　巧　会員

●特集「『ロータリーの友』を裏側から探る。毎月雑誌が作られるまで」（引用：ロータリーの友 9 月号）

この記事は浦和中 RC の会員である梶間順子さんと編集長の野崎恭子さんの対談形式の記事でした。

まず、ロータリーの友事務所は東京都港区芝公園にあるそうです。事務所には 11 人が働いていて編集部 6 人管理部 3 人さらに所長さんがいるそうです。11 人の中でロータリアンは一人だけでそのほかの方々は本業だそうです。所員さんのキャリアは短い方で 6 年、長い方だと 30 年を超えているそうです。

ロータリーの友は 1953 年 1 月の創刊以来毎月欠かさ

ず発行し続け、唯一合併号としての発行を余儀なくされたのが 2020 年 5 月 6 月号で、これはコロナの影響だそうです。あのコロナ禍で一回だけの合併号だったことは驚きでした。

「アットワーク」等への投稿についてですが、受付の記録上では年間 700 件くらいの投稿があるようです。そして、投稿から掲載までは 2～3 か月のタイムラグがあり、例えばクリスマス時期の投稿について夏の掲載になってしまうものは避けているようです。あと、出席者の氏名を列挙したような投稿や、周年記念パーティーのような懇親会だけの記事も掲載されないようです。

投稿の方法については、ウェブ投稿フォームから各コーナーへ投稿することができ、実際ホームページを確認しましたら、トップページのクラブ・会員専用の「投稿をお待ちしております」をクリックすることによって「私の一冊」や「ロータリーアットワーク」への投稿ができるようです。

最後に読者からの質問等に答えるような形式でいくつか質問にお答えしている記事がありました。その一つに「Q 表紙が二つあるのでなぜ？」という質問がありました。私も以前から気になっていたことでしたが、「創刊時は本として横組みだけでした。その後、俳壇、歌壇など、縦書きのコーナーが入ったのですが、そのままではレイアウト上、具合が悪い」ということで 1972 年から現在の形になっているそうです。

とても勉強になる特集でした。

お客様挨拶

米山記念奨学生　倪　楓苹　様

改めまして、こんにちは。

先週はゼミの合宿で、例会を休ませていただきました。今回は先週の合宿について話させていただきます。

先週の合宿は伊豆で三日間に渡って行いました。

1 日目は、昼間にグループ発表と先輩たちの卒業発表でした。夜はお花火大会を行いました。

2 日目は、昼間にまた発表でした。夜はコンパをやりました。もちろん、定番のビンゴ大会も行いました。

夏合宿三日目・箱根観光

3 日目は箱根観光です。マリンタウン、MOA 美術館等に行きました。

特別編・ご飯

特別編・ご飯

最後に特別編として、ご飯です。伊豆の海鮮はとても美味しいです。以上になります。

委員会報告

親睦活動委員会　大熊　正行　委員長

10 月 11 日（水）は梨本ガバナーの公式訪問です。同日 17 時より浜丁寿司で梨本ガバナーを囲んでの懇親会を予定しております。先週ご案内をさせて頂きましたが、まだまだ返信が来ておりませんので一人でも多くのご参加をお願いします。

併せて、10 月 25～26 日職場見学を兼ねた親睦旅行のご案内もしております。こちらも一人でも多くのご参加をよろしくお願いいたします。

外部卓話

越谷市　子ども家庭部　子ども福祉課
課長　金子　豊　様

『越谷市の一人親家庭の現状と支援について』

本日はお招きいただきまして誠にありがとうございます。子ども福祉課では、子供の医療費、児童手当、障害をお持ちのお子様の福祉サービス、子供安全室を所管しておりまして、こちらでは児童虐待を担当しております。その中で、本日は「ひとり親家庭の現状と支援について」というテーマを頂きましたので説明させて頂きたいと思います。

越谷市では子育て世代の支援として、第二期越谷市こども子育て支援事業計画に基づいて福祉を始め、母子保健や教育分野等で様々な支援事業を行っております。その中で、子ども福祉課では、福祉分野として母子

家庭等が抱える生活や就業等に関する問題・悩みをお聞きしながら適切な助言を行います母子家庭等相談事業、それから経済的負担の軽減を図る児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度、就労を支援する母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、また、母子家庭等に対する就学、技能の習得や生活資金の援助として貸付を行います母子・父子寡婦福祉資金貸付事業等を行っております。現在子ども福祉課で取り組んでおります、事業に関して説明させて頂きます。

越谷市　子ども家庭部　子ども福祉課
主幹　中村　淑美　様

中村様には埼玉県と越谷市の子ども福祉課の資料を用いて制度の説明をして頂きました。

ひとり親家庭の相談・支援制度のご案内
母子・父子自立支援員がお受けします。

◆母子・父子自立支援員とは…

越谷市では 4 人の支援員が交代勤務で、自立に向けた生活・就労・子の進学等で悩んでいる方への支援をしております。

児童扶養手当

◆手当を受けられるのは…？

この手当は、次のいずれかに該当する子どもを育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

・父母が婚姻を解消した子供
・父又は母が死亡した子供
・父又は母に一定の障害がある子供
・父又は母の生死が明らかでない子供
・父又は母に 1 年以上遺棄されている子供
・父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子供
・父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている子供
・母が婚姻によらないで懐胎した子供

◆手当を受けられないのは…？

この手当は、次のような場合には受けられません。
・申請する方や子供が日本国内に住所を有しないとき。
・子供が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき。

◆子供とは…？

18 歳になった年の年度末（3 月 31 日）までです。また、一定の障害のある場合は 20 歳未満までです。

◆手当の金額は…？

令和 5 年度の手当は 1 年に 6 回、5 月（3～4 月分）、7 月（5～6 月分）、9 月（7～8 月分）、11 月（9～10 月分）、1 月（11～12 月分）、3 月（1～2 月分）に 2 か月分ずつ支払われます。

子供の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1 人の場合	44,140 円	44,130 円 ～10,410 円
2 人目 加算額	10,420 円	10,410 円 ～5.210 円
3 人目以降 加算額	6,250 円 （1 人につき）	6,240 円 ～3,130 円 （1 人につき）

◆所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉

妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

◆所得制限額（令和５年度）

所得制限額未満の場合、全部支給又は一部支給となります。ここでいう所得は収入と異なります。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

（単位：円）

扶養人数	本人 全部支給	本人 一部支給	配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4	2,010,000	3,440,000	3,880,000

（注）受給資格者になられた方は、毎年８月１日から８月31日までの間に現況届の提出が必要です。この届がないと、11月分以降の手当が受けられなくなります。

ひとり親家庭等医療費支給

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、又は父（母）に一定の障害がある家庭の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

児童扶養手当を受けている方は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書、健康保険証、児童扶養手当証書だけで申請できます。

詳しくは、お住いの市区町村の福祉担当課にお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

看護師等の資格取得を目指し、養成機関などで修業後に就労するための支援制度です。

・学業と子育てを両立することで、就労できず収入がへるため生活資金として給付します。

・児童扶養手当の受給者又は同居家族の所得により児童扶養手当が受給できないが、支給要件と同等の所得水準であること。

対象となる資格（例）
●看護師　●准看護師　●保育士　●調理師
●歯科衛生士　●介護福祉士
●その他地域の実状を勘案し適当と認める資格

越谷市での実績は、主に看護師・准看護師・保育士の資格を取得後に正社員として就労しています。

自立支援教育訓練給付金

就業経験並びに技能及び資格の取得状況、労働市場状況から判断し、適職に就くために教育訓練を受ける場合の支援制度です。

・確実に就労に就くための制度なため、単に資格を取得したいだけなどの理由では支給対象とはなりません。

・資格を取得することでスキルアップにより昇給し、安定した就業を目指してください。

対象となる講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指定（厚生労働大臣指定教育訓練講座）
●一般教育訓練
介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修ほか
●専門実践教育訓練
専門学校の職業実践専門課程、看護師、准看護師、保健師、助産師などの資格取得を訓練目標とする養成施設の教育過程

越谷市での実績は、主に介護初任者研修や介護福祉士実務者研修の資格を取得し、スキルアップ、収入アップへ繋がっています。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童（20歳未満）が、学び直すことで、より良い条件での就

職や転職、正規雇用を中心とした就業につなげていくための支援です。(ただし、受講校で高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、支援対象外)

・「高卒認定試験」に合格することで、資格取得や就労につながります。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金

母子・父子家庭の方に必要な資金を貸付する制度です。

●子の大学・専門学校等の進学資金
(入学金等、授業料)の貸付
●離婚後に転居を検討中など、転宅資金の貸付

【連携している他制度の貸付】

・日本学生支援機構の奨学金

高校３年生の子が進学を検討している場合、在学校で日本学生支援機構の貸付や給付型奨学金について説明がありますので、在学校へご相談ください。

(※参考:令和５年度埼玉県「子供のしあわせのために」)

(※参考:越谷市「ひとり親家庭の相談・支援制度のご案内」)

越谷市の取組、事例を具体的に説明して頂きました。大変勉強になりました。

スマイル報告

・本日もよろしくお願いします。越谷市子ども福祉課金子様、中村様、卓話宜しくお願いします。

大濱　裕広

・お客様ようこそ。金子様、中村様、本日卓話よろしくお願いします。

市川　洋和

・皆様、ご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。今日から左手だけで頑張ります。宜しくお願いします。

井谷　美香

・お客様ようこそ!!金子課長お久しぶりです。益々ご活躍のこととお喜び申し上げます。

大熊　正行

・越谷市子ども福祉課金子様、中村様、本日は卓話宜しくお願い致します。

小林　光則　櫻井　保彦　黒田　幸英

・お客様ようこそ。

須賀　篤史　平　涼子

・お客様ようこそ。本日例会宜しくお願い致します。

中村　隆雄

・本日宜しくお願いします。

松井　昭夫

・インフルエンザやコロナが流行していますので、皆様体調にご注意ください。

近藤　慎悟

・世界平和の為に。

関森　初義　堀野　眞孝

出席報告

会員数	40 名
出席者	31 名
出席率	86.1 %